

手当証書再交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第37条第1項（第46条、第50条、第54条、第63条の準用規定を含む）の規定により申請します。

再交付申請の理由	破った 汚損した 失った その他（ ）
手当証書の記号番号	
手当証書紛失年月日	年 月 日

添付書類 理由が、破った・汚損した場合は、破り、よごした手当証書
(注意) 1 失った手当証書を発見したときは、すみやかにこれを返納しなければならない。
2 新たな手当証書が交付されたときは、従前の手当証書はその効力を失う。